

原子力の安全性・信頼性向上に係る 今後の主な取組み

川内原子力発電所 電事法改正に伴う
運転期間延長に係る書類提出について

2025年5月9日
九州電力株式会社

- ◆ GX脱炭素電源法の成立に伴い、原子力発電所の運転期間に関する法律が、原子炉等規制法から電気事業法へ変更されました。

これに伴い、施行後3か月（2025年9月5日）以内に改正電事法に基づき認可要件を満足していることを示す書類を経済産業大臣へ提出する必要があることから、川内原子力発電所の運転期間延長に係る書類提出についてご説明します。

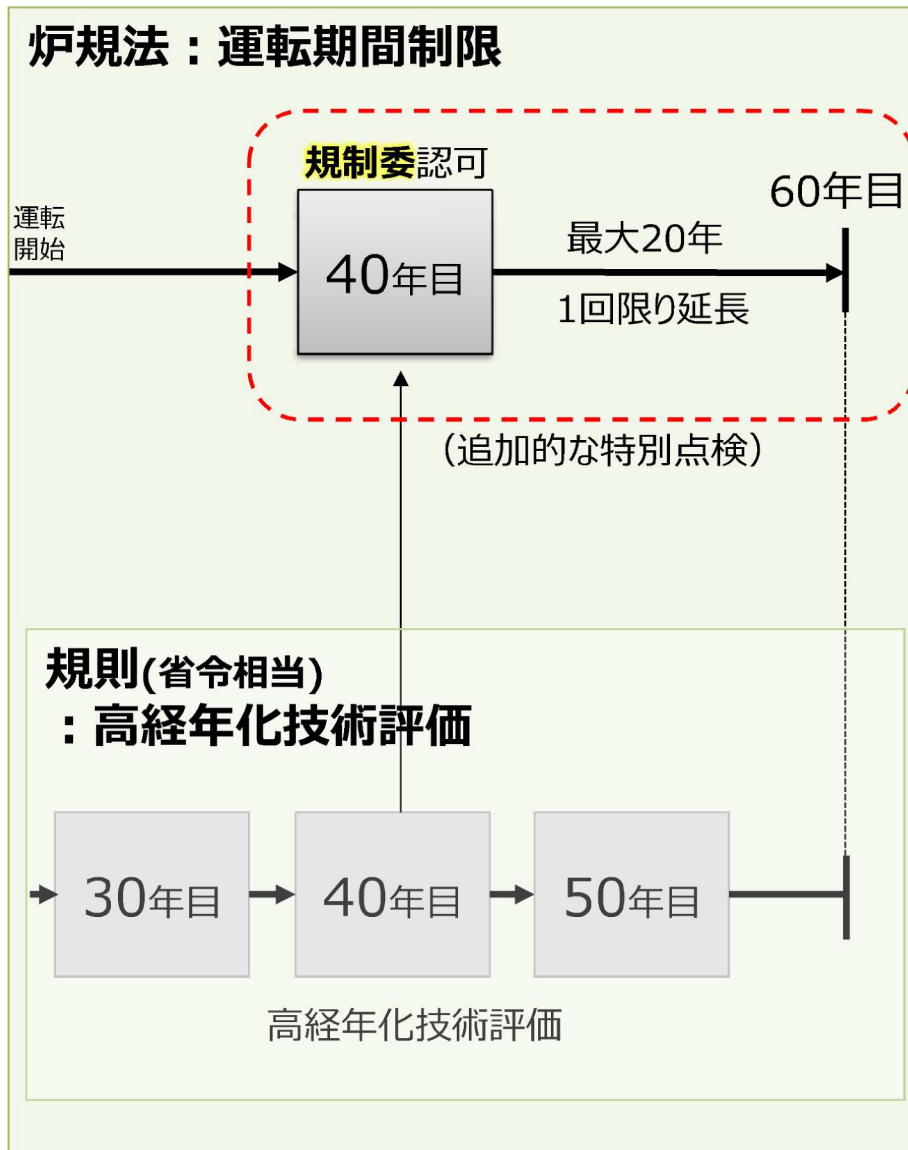
- 1 要旨
- 2 電事法の改正内容
- 3 当社の対応事項
- 4 事業者が予見し難い理由による
停止期間（+α）について
- 5 今後の対応

- 2023年2月に閣議決定した「グリーン・トランスフォーメーション(GX)実現に向けた基本方針」に基づき、2023年5月に「GX脱炭素電源法※¹」の法案が成立し、運転期間に関する規定が原子炉等規制法から電事法へ移管され、2025年6月6日施行予定。(P4. 添付参照)
- 川内1, 2号機に関しては、現行の原子炉等規制法で審査を受けて運転期間延長認可を取得済みであるため、施行後3か月(2025年9月5日)以内に改正電事法に基づき、認可要件を満足していることを示す書類を経済産業省へ提出する必要がある。
- また、認可要件に係る審査基準については、原子力小委員会にて議論がなされてきており、パブコメ期間(2025年4月2日～5月1日)が終了。
- 本日は、川内原子力発電所の改正電事法に基づく対応状況及び今後のスケジュールについて、ご報告します。

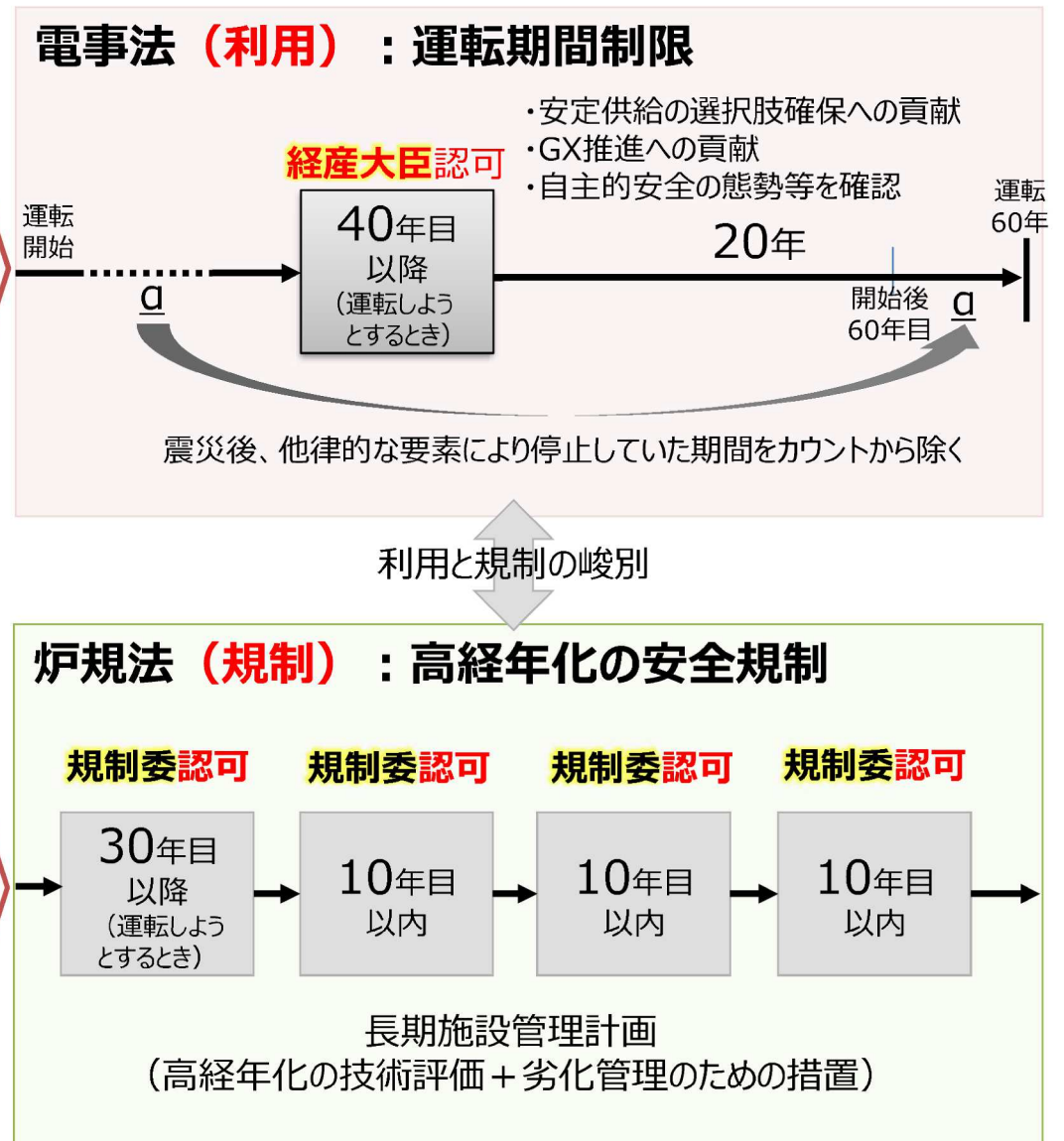
※1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業等の一部を改正する法律

原子力小委資料 (2025. 3. 24) 抜粋

<現行>



<新制度>



利用と規制の峻別

○ 改正電事法のうち、運転期間に関する改正は以下のとおり。

(2023年6月7日公布、2025年6月6日施行)

- ・ 運転期間を40年とし、経済産業大臣に認可を受けた場合に限り延長が認められる。
- ・ また、延長期間は、20年を基礎として原子力事業者が予見し難い事由（仮処分命令等）による停止期間（ $+\alpha$ ）を考慮した期間に限定。
- ・ 現行の炉規法で運転期間延長認可（20年）を取得済の場合、改正電事法においても、同じ期間の運転延長認可を取得済みとみなされる。
ただし、この場合、施行後3か月（2025年9月5日）以内に認可要件を満足していることを示す書類を経済産業省へ提出する必要がある。

○ 改正電事法に規定された認可要件に対する当社の状況は以下のとおり。

認可要件	当社の状況
① その発電用原子炉が、 <u>平和の目的</u> 以外に利用されるおそれがないこと。	① 炉規法に基づく設置変更許可を受領している。
② 炉規法に基づく発電用原子炉の <u>設置許可の取消</u> や <u>運転停止命令</u> 、長期施設管理計画の認可制度において <u>不認可の処分</u> を受けていないこと。	② 炉規法に基づく発電用原子炉の設置許可の取消や運転停止命令、長期施設管理計画の認可制度において不認可の処分を受けていない。
③ 延長しようとする運転期間にその発電用原子炉を運転することが、 <u>非化石エネルギー源の利用促進</u> を図りつつ、 <u>電気の安定供給を確保</u> することに資すること。	③ 発電用原子炉を運転することが、非化石エネルギー源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給確保に貢献している。
④ その発電用原子炉に係る発電事業に関する <u>法令遵守の態勢を整備していること</u> その他 <u>事業遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むこと</u> が見込まれること。 (具体的な内容は次ページ参照)	具体的な内容は次ページ参照

認可要件		当社の状況
④ (つづき)	1. 申請炉に係る発電事業に関する<u>法令遵守態勢の整備、安全性の向上及び防災対策に係る取組に関し、<u>不断の改善を図るため、以下に取り組むこと</u></u>が見込まれること。 a：経営層による意思決定 b：第三者からの意見聴取(外部有識者、WANO・JANSI等、ATENA、独立した社内組織) c：定量的なリスク評価や最新知見の活用 d：仕組みの有効性評価	- 法令順守、安全性向上、防災対策の業務プロセスを構築し、継続的に改善するため、以下に取り組んでいる。 - a：社長が実施するマネジメントレビュー（MR）により改善のための意思決定を行っている。 - b：原子力に係る安全性・信頼性向上委員会、WANO、JANSIによるピアレビュー、ATENAカートの反映、内部監査などを通じて第三者から意見聴取を行っている。 - c：安全性向上評価において定量的なリスク評価や最新知見の活用を行っている。 - d：MRを通じて個々の業務プロセスの有効性を評価し、必要な改善に取り組んでいる。
	2. 申請炉が立地する地域の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組を推進しながら、その<u>地域の課題の解決に向けた取組に協力すること</u>が見込まれること。	「九電グループ企業行動規範」に、<u>誠実で公正な事業運営を行うこと、ステークホルダーとの真摯なコミュニケーションを図ること及び地域・社会との共生に取り組むこと</u>を定めている。

- 改正電事法では、事業者が予見し難い理由による停止期間（ $+\alpha$ ）を加えた60年超運転をすることが可能となった。
- 今回は、炉規法での運転期間延長認可（20年）を取得後の手続きとなる。60年超運転を目指すかどうかについては、まずは安全運転の実績を地道に積み重ねていくことが何よりも重要であると考えており、地域の皆様に安心し、信頼していただけるよう取り組んでいく。

○ 提出書類は施行日以降、準備が出来次第、経済産業省へ提出。

	2025 年				
	1～3月	4月	5月	6月	7～9月
全体スケジュール	▼	原子力小委員会(3/24) 審査基準案の パブコメ		▽施行(6/6)	提出期限 (9/5) ▽

(参考)

○ 運転期間延長に係る手続きにあたっては、社会の関心も高いため、積極的な情報発信に努めます。